

## 自家用電気工作物保安管理業務 仕様書

### 1 業務概要

本業務は、総合庁舎に設置された受変電設備の点検・保守業務を実施することにより、所定機能の維持、事故、故障等の未然防止を図り、庁舎の業務に支障をきたすことのないよう措置するものとする。

### 2 対象設備

#### (1) 需要設備

- ・設備容量：1 6 0 0 KVA
- ・最大電力：7 4 5 KW
- ・受電電圧：高圧受電 6 6 0 0 V

#### (2) 非常用予備発電設備（メーカー：ヤンマーエネルギーシステム 型番：AP450E-6S）

- ・発電機定格出力：3 3 6 KVA
- ・発電機定格電圧：2 2 0 V
- ・原動機種類：ディーゼルエンジン

#### (3) 監視カメラ設備

- ・カメラ メーカー：TOA 型番：N-C5220-3・N-C5420-3
- ・モニター メーカー：TOA 型番：FDWX1905W
- ・ネットワークレコーダー メーカー：TOA 型番：N-R532-8
- ・地上デジタル放送型タイムサーバー メーカー：サン 型番：STS-3000RF

#### (4) その他

- ・用途：主に執務室内電灯、コンセントなど

### 3 業務内容

上記 2 の設備について、関係法令、「共通仕様書」及び本仕様書の定めるところにより、以下の通り実施するものとする。

#### (1) 電気主任技術者（第 3 種以上）の選任

#### (2) 定期点検

- ・関係法令を遵守し、「共通仕様書」第 2 編に定められた周期及び点検基準等に基づき、点検を実施すること。
- ・点検周期について、「共通仕様書」上 2 種類ある場合は、原則「周期Ⅰ」により実施することとする。
- ・点検周期が 1 年超の項目に係る点検については、従前の点検記録等を確認の上、契約年度中に該当する項目について確実に点検を実施すること。

- ・点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- ・非常用予備発電負荷試験を1年に1回実施すること。なお、試験内容としては、発電機負荷運転時に実際の負荷使用時による運転確認（電流計測）を行う内容であれば足りるものとする。

### (3) 保守

- ・上記点検の結果に基づき、必要な保守作業を実施の上、所定機能の維持に努めること。
- ・このほか対象設備の運用上必要な調整等作業について、発注者の依頼を受け実施すること。
- ・保守作業に係る費用（各種消耗品及び定期交換部品等を含む。）については、1年超の周期で行う定期部品交換等を除き、全て受注者負担とする。なお、発注者及び使用者による不注意、不適当な仕様及び管理等、受注者の責によらない事由によって生じた修理取替え、交換等は除く。
- ・1年超の周期で行う定期部品交換など次年度以降に発注者負担により実施が必要となる保守作業等が判明した場合には、作業内容や実施時期、所要費用等を明記の上速やかに施設管理担当者に報告すること。

## 4 作業計画等

- (1) 業務の実施に当たっては、施設管理担当者手順、方法、日程等について十分打合せの上、計画的に作業を実施すること。
- (2) 作業は原則、閉庁日に停電状態により実施することとする。ただし、公務や来庁者等に支障を及ぼさない場合は、開庁日でも可とする。なお、故障等緊急を要する場合は、直ちに作業等に着手すること。

## 5 その他

- (1) 作業を実施した時は、毎回、作業報告書を作成の上、施設管理担当者に提出すること。報告書は、法令に定められた必要な点検事項等を網羅し、計測値の記載、写真の添付等により、可能な限り具体的な作業結果を記載すること。なお、改善等を必要とするものについては、対策を検討の上、施設管理担当者に報告すること。
- (2) 点検の結果異常等を発見した場合は、直ちに施設管理担当者に報告の上適切な処置を行い、障害発生の防止に努めること。
- (3) 発注者等により障害発生の連絡を受けた時は、直ちに技術員を派遣して機能復旧のための対応を行うこと。